

賃金は1.20倍、物価は1.08倍、所得は1.85倍、地価は87.4倍 ― 地域差は、費目によって桁が違う [X002]

山岸 勇輝 (Yuuki YAMAGISHI) / Independent Researcher

ORCID: 0009-0006-8587-3450

第1版 2026-09-21

要旨

小規模事業者が置かれている条件を、最低賃金（令和8年度答申）・消費者物価地域差指数（2024年）・1人あたり課税対象所得（令和7年度）・商業地の地価（令和8年 地価公示）の4つで、47都道府県について並べた。

地域差の大きさが、費目によって桁で違う。

	上と下の比
消費者物価	1.081倍
最低賃金（現行）	1.198倍
1人あたり課税対象所得	1.85倍
商業地の地価	87.4倍

最低賃金は、全国加重平均で1,121円から1,177円へ（+5.0%）。引き上げ率は佐賀県+6.3%から東京都+4.4%まで開き、現行の額と引き上げ率の相関は $r = -0.889$ 。低い県ほど大きく上げるため、上と下の比は1.198倍から1.180倍へわずかに縮まる。

物価で割ると、差は1.198倍から1.165倍に縮まるだけである。物価の地域差が1.081倍しかないため、「地方は物価が安いから賃金が低くてよい」という関係は、数字の上では弱い（最低

賃金と物価の相関 $r = +0.521$)。

北海道は名目13位だが、物価で割ると29位に下がる (−16)。物価指数101.9は全国3位である。逆に鹿児島県は44位から24位へ (+20) 上がる。

釧路市の商業地の地価は 35,140円/㎡。東京都の加重平均3,340,679円/㎡の1/95、全国の中央値107,201円/㎡の3分の1である。

1. はじめに

R005 は、2050年に市区町村から何分類が消えるかを計算した。X001 は、526分類それぞれが1事業所あたり何人でやっているかを数えた。

残っているのは、その商売を置く場所の条件である。人を雇う値段、暮らしの値段、客が持っている所得、店を構える地代。

小規模事業者が置かれている条件は、地域でどれだけ違うのか。そして、どの費目がいちばん違うのか。

2. データ

最低賃金	厚生労働省「令和8年度 地域別最低賃金 答申状況」（現行＝令和7年度、答申＝令和8年度、ランクA/B/C）
物価	総務省「消費者物価地域差指数」 総合・2024年 （全国＝100）
所得	「市町村税課税状況等の調」令和7年度 納税義務者1人あたり課税対象所得
地価	「令和8年 地価公示」（国土数値情報） 商業地 の標準地。市区町村の平均を地点数で加重して都道府県にまとめた
人口・高齢化率・事業所数	総務省「住民基本台帳に基づく人口」2026年1月1日／経済センサス 令和3年

4つすべてがそろう都道府県は**47**。すべての都道府県で比較できる。

「物価で割った最低賃金」は **現行の額 ÷ 物価指数 × 100** で計算した。これは本稿の計算で、公式の指標ではない。

3. 結果

3-1 最低賃金は1.198倍しか変わらない

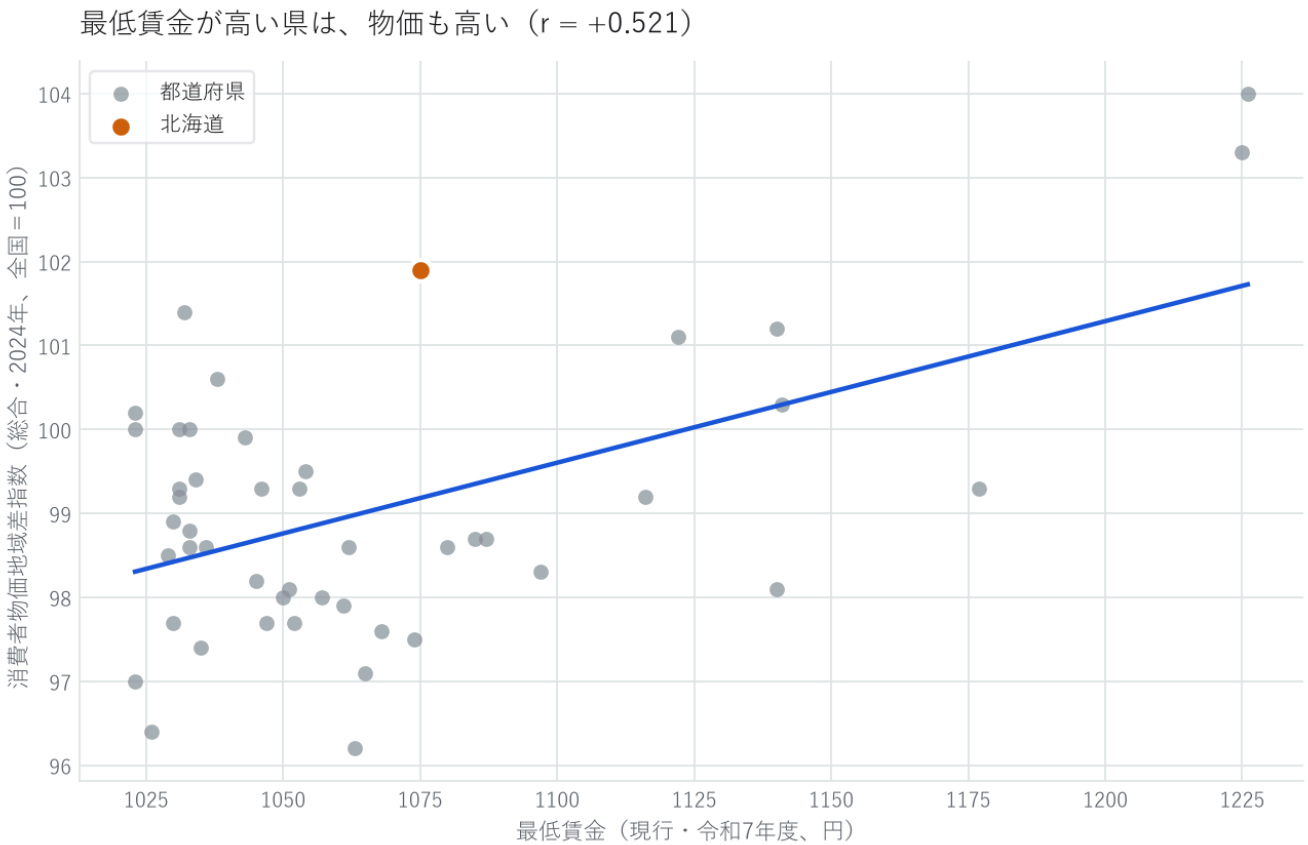
	高い	中央値	低い	上と下
現行（令和7年度）	東京1,226／神奈川1,225 ／大阪1,177	1,051	高知1,023／宮崎1,023 ／沖縄1,023	203円差、 1.198倍
答申（令和8年度）	東京1,280／神奈川1,279 ／大阪1,231		高知1,086／沖縄1,086 ／宮崎1,085	195円差、 1.180倍

全国加重平均は 1,121円 → 1,177円 (+5.0%)。

引き上げ率	大きい	小さい
	佐賀+6.3% (+65円) ／鹿児島+6.2% (+64円) ／高知+6.2% (+63円)	大阪+4.6% (+54円) ／神奈川+4.4% (+54円) ／東京+4.4% (+54円)

現行の額と引き上げ率の相関は $r = -0.889$ 。
 きわめて強い負の相関で、低い県ほど大きく上げるという方針が数字にはっきり出ている。
 その結果、上と下の比は1.198倍から1.180倍へ縮まる。

3-2 物価で割っても、あまり縮まらない



出典：厚労省 令和8年度 地域別最低賃金 答申状況（現行額）／総務省 消費者物価地域差指数 2024年。

図1 最低賃金と消費者物価地域差指数（47都道府県）。
 灰色は都道府県、橙は北海道、青の直線は最小二乗のあてはめ。

消費者物価地域差指数（全国＝100）	高い	低い	上と下
	東京104.0／神奈川103.3／北海道101.9	宮崎97.0／鹿児島96.4／群馬96.2	1.081倍

物価の地域差は**1.081倍**しかない。最低賃金の1.198倍より小さい。

物価で割った最低賃金	高い	低い	上と下
	神奈川1,186／大阪1,185／東京1,179	高知1,023／沖縄1,021／山形1,018	1.165倍

名目**1.198倍**が、実質**1.165倍**になるだけである。物価で割っても差はほとんど埋まらない。

最低賃金と物価の相関は $r = +0.521$ 。正の相関はあるが、強くはない。「地方は物価が安いから賃金が低くてよい」という関係は、数字の上では弱い。

3-3 順位が大きく動く県

名目 → 実質	動き
北海道	13位 → 29位（－16）
宮城県	30位 → 43位（－13）
山形県	37位 → 47位（－10）
佐賀県	42位 → 31位（+11）
宮崎県	46位 → 30位（+16）
鹿児島県	44位 → 24位（+20）

北海道は、名目では上から13番目だが、物価で割ると29番目に落ちる。物価指数101.9は東京・神奈川に次ぐ全国3位である。

逆に鹿児島県は44位から24位に上がる。物価が96.4で全国46位に低いためである。

3-4 地価だけ、桁が違う

	高い	低い	上と下
1人あたり課税対象所得（千円）	東京5,511／神奈川4,356／愛知4,075	鳥取3,005／青森2,989／秋田2,985	1.85倍
商業地の地価（円/㎡）	東京3,340,679／大阪1,643,618／京都1,153,621	山形49,285／鳥取47,170／秋田38,205	87.4倍

4つの費目のうち、地価だけが2桁の差である。

費目	上と下の比
消費者物価	1.081倍
最低賃金	1.198倍
1人あたり課税対象所得	1.85倍
商業地の地価	87.4倍

3-5 4つはどう関係しているか

相関（47都道府県）	r
最低賃金 × 所得	+0.906
最低賃金 × 人口（対数）	+0.851
最低賃金 × 地価（対数）	+0.754
最低賃金 × 物価	+0.521
最低賃金 × 高齢化率	−0.742
最低賃金 × 人口1万人あたり事業所数	−0.537
所得 × 地価（対数）	+0.785
物価 × 地価（対数）	+0.513

最低賃金は、所得（+0.906）ともっとも強く結びついている。物価（+0.521）との結びつきはそれより弱い。

最低賃金と「人口1万人あたりの事業所数」の相関は −0.537。最低賃金が高い県ほど、人口あたりの事業所は多い。R001 で見た「人口が少ない市区町村ほど人口あたりの事業所が多い」と同じ向きである。

3-6 ランクA・B・C

ランク	県数	現行の中央値	物価の中央値	実質の中央値	所得の中央値
A	6	1,159円	100.8	1,170	4,012千円
B	28	1,056円	98.6	1,074	3,411千円
C	13	1,030円	99.2	1,040	3,066千円

ランクBとCで、物価の中央値は逆転している（B 98.6、C 99.2）。名目の最低賃金はBのほうが高いが、物価はCのほうが高い。

3-7 北海道と釧路総合振興局管内

最低賃金 現行	1,075円（13位／47）、ランクB
最低賃金 答申	1,131円（+5.2%）
物価指数	101.9（3位）
物価で割った最低賃金	1,055（29位）
名目 → 実質	13位 → 29位（－16）
1人あたり課税対象所得	3,389千円（22位）
商業地の地価	300,144円/㎡（12位）

北海道の条件は「賃金は真ん中より上、物価は全国3位、所得は真ん中」である。物価で割った実質では、47都道府県中29位まで下がる。

釧路管内の商業地の地価は、次のとおりである。

市町村	商業地の平均（円/㎡）
釧路市	35,140
釧路郡釧路町	56,500
厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町	商業地の標準地なし

釧路市の35,140円/㎡は、東京都の加重平均3,340,679円/㎡の1/95である。北海道の加重平均300,144円/㎡の約1/8.5、全国の中央値107,201円/㎡の約3分の1にあたる。

釧路町（56,500）のほうが釧路市（35,140）より高い。

管内8市町村のうち6つには、商業地の標準地そのものが無い。

4. 考察

4-1 「地方は安い」は、費目による

「地方は人件費が安い」という言い方がある。だが最低賃金の差は1.198倍で、答申では1.180倍に縮まる。1.2倍というのは、2割の差である。

物価の差はもっと小さく1.081倍。所得は1.85倍。

地価だけが87.4倍である。東京都3,340,679円/m²に対して秋田県38,205円/m²。桁が2つ違う。

したがって、「地方でやると安い」が本当に効くのは、地代である。人件費では2割、物価では1割しか効かない。

4-2 物価で割っても、賃金の差はほとんど埋まらない

名目1.198倍が実質1.165倍になる。差の埋まり方は、1.198から1.165への0.033だけである。

これは、物価の地域差（1.081倍）が賃金の地域差（1.198倍）より小さいからである。物価が賃金より均されている。

最低賃金と物価の相関は+0.521で、所得との相関+0.906よりずっと弱い。最低賃金の水準を決めているのは、物価よりも所得のほうに近い。

4-3 北海道は、賃金より物価が高い

北海道は最低賃金で13位だが、物価で3位である。その結果、物価で割ると29位に落ちる。

これは北海道の小規模事業者にとって、両側から効く。払う側から見れば賃金は全国我真ん中より上、暮らす側から見れば物価は全国3位。払う賃金は上位なのに、その賃金で買えるものは中位以下である。

逆の県もある。鹿児島県は名目44位・実質24位で、物価の低さが賃金の低さを打ち消している。

「賃金が低い県＝暮らしが楽な県」ではない。順位で16～20も動く県がある。

4-4 低い県ほど大きく上げる

現行の額と引き上げ率の相関は **-0.889** である。これは方針としてはっきりしている。

上と下の比は1.198倍から1.180倍へ縮まる。ただし縮まり方は小さい。この率で続けたとしても、差が半分になるには長い時間がかかる。

一方で、引き上げ幅が大きいのは、もともと賃金が低い県である。佐賀県は+65円。そうした県には、人口あたりの事業所が多い（最低賃金と人口1万人あたり事業所数の相関 -0.537）。小さい事業所が多い県ほど、引き上げ幅が大きいということになる。

4-5 釧路で商売を置くということ

釧路市の商業地は35,140円/m²で、東京の1/95である。最低賃金は北海道1,075円で東京1,226円の0.88倍。

地代は1/95、人件費は0.88倍。この2つの差が、釧路で商売を置くことの形である。

地代が主な費用になる商売ほど、地方に置く意味が大きい。逆に人件費が主な費用になる商売では、地方に置いても2割しか変わらない。

X001 で見たとおり、1事業所あたりが小さい商売ほど多くの市区町村にある（ $r = -0.417$ ）。人が少ない商売は、そもそも人件費の差が効きにくい。

管内8市町村のうち6つに商業地の標準地が無いことも、同じ話の裏側である。取引が少なすぎて、地価という数字が作られていない。

5. 限界

- 最低賃金は令和8年度の答申（発効は令和8年10月ごろ）。現行は令和7年度。時点が4つともそろっていない
 - 消費者物価地域差指数は2024年で、総合（持家の帰属家賃を含む）。市区町村別は公表されていない
 - 「物価で割った最低賃金」は本稿の計算で、公式の指標ではない
 - 1人あたり課税対象所得は納税義務者1人あたりで、住民1人あたりではない
 - 地価は商業地の標準地の平均で、地点数で加重した。標準地の無い市区町村は欠ける
 - 最低賃金は都道府県単位で、同じ県の中の差は見えない
 - 最低賃金は実際に支払われている賃金ではなく、下限である
 - 相関は関係の強さの目安で、原因と結果の向きは示さない
 - 地代・人件費以外の費用（仕入れ・光熱費・運賃）は見えていない
-

6. 再現の手順

1. 厚生労働省「令和8年度 地域別最低賃金 答申状況」から、都道府県ごとの現行額・答申額・ランクを取る
2. 総務省「消費者物価地域差指数」2024年の総合を、都道府県ごとに取り（全国＝100）
3. 「市町村税課税状況等の調」令和7年度から、納税義務者1人あたり課税対象所得を都道府県ごとに取り
4. 令和8年 地価公示の商業地の標準地から、市区町村の平均を地点数で加重して都道府県にまとめる
5. 物価で割った最低賃金 = 現行 ÷ 物価指数 × 100 を出す
6. それぞれの上と下の比と、相関を出す

本稿の数値は、すべて1本のスクリプト（`kensan_205`）の出力である。中間の数値を手で書き写していない。

この論文の位置づけ

新しい理論を主張するものではない。最低賃金・物価・所得・地価という4つの公的な数字を、47都道府県について並べて比べただけである。地域差の大きさが費目によって桁で違うこと（1.081倍から87.4倍まで）、物価で割っても賃金の差がほとんど埋まらないこと、北海道が名目13位から実質29位に下がることを示した。相関は示したが、原因と結果の向きは示していない。

参考文献・データの出典

- 厚生労働省「令和8年度 地域別最低賃金 答申状況」
 - 総務省統計局「小売物価統計調査（構造編）消費者物価地域差指数」2024年
 - 総務省「市町村税課税状況等の調」令和7年度
 - 国土交通省「令和8年 地価公示」（国土数値情報）
 - 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」2026年1月1日現在
 - 山岸勇輝「人口で説明した残りは、所得でも地価でも説明できない」（R004）。Zenodo.
<https://doi.org/10.5281/zenodo.22872530>
 - 山岸勇輝「その商売は、1事業所あたり何人か」（X001）
-

版の記録

版	日付	内容
第1版	2026-09-21	初出

引用のしかた

山岸勇輝（2026）「賃金は1.20倍、物価は1.08倍、所得は1.85倍、地価は87.4倍 — 地域差は、費目によって桁が違う [X002]」 Zenodo.

DOI は Zenodo のレコード頁に表示される。引用には **concept DOI**（常に最新の版を指すほう）を使う。

© 2026 山岸 勇輝（Yuuki YAMAGISHI）

本稿は クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際（CC BY 4.0）の下で公開する。

出典を示せば、複製・改変・再配布・商用利用ができる。

creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

図表を含め、本稿の数値はすべて公的統計から計算したものである。元データそのものの権利は、各統計の公表元に従う。